

丸子アルプストレイルラン実行委員会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、丸子アルプストレイルラン実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、トレイルランニングを楽しむとともに、「地域の部産品や名所旧跡を紹介し地域活性化に繋げる」ことを目指す。「丸子アルプストレイルラン」を開催することにより、「地域からのトレランの楽しみを発信」と「県内外から参加するランナーや応援者との交流、その地域への普及」を実現し、もって地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 丸子アルプストレイルランの開催に必要な計画の策定及び準備に関すること。
- (2) 丸子アルプストレイルランの実施及び運営に関すること。
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(構成)

第4条 実行委員会は目的に賛同する個人により構成される。

(役員の数及び選任)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|-----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) アドバイザー | 若干名 |
| (5) 会計 | 1名 |
| (6) 監事 | 1名 |

2 委員長、副委員長、事務局長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

3 副委員長、事務局長、アドバイザー、会計及び監事は会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が定めた順位に従い、その職務を代理する。

3 事務局長は、実行委員会の事務を統括する。

4 会計は、実行委員会の経理を担当する。

5 監事は、実行委員会の活動及び経理を監査する。

(任期)

第7条 役員及び役員の任期は、本会の解散の日までとする。ただし、特別な理由がある時は、その限りではない。

(役員解任)

第8条 役員にその職としてふさわしくない行為があった時は、委員会において委員現在数の3分の2以上の議決により解任することができる。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 本会に委員会を置く。

(委員会)

第10条 会議は委員長が招集する。

(委員会)

第11条 委員会は、委員長、副委員長、事務局長、アドバイザー、会計及び監事をもって構成する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 丸子アルプストレイルラン開催及び運営に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) その他本会の運営に関し重要な事項

3 委員会の議長は委員長又は委員長の指名する者が当たる。

4 委員会の議事は、出席委員等の過半数で決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

5 委員長は、必要と認めるときは、役員以外の関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(会長の専決処分)

第12条 会長は、次の場合において専決処分することができる。

- (1) 委員会で審議すべき事項について、緊急を要するため委員を招集する時間的余裕がないとき。
- (2) 委員会で審議すべき事項において、軽易な事項と認められるとき。

第4章 会計

(会計監査)

第13条 監事は、出納を監督、検査する。

(会計)

第14条 本会の会計事務は、会計が処理する。

2 会計は、予算(案)を作成し、委員会の承認を得なければならない。

3 会計は、会計監査による承認を受け、当該会計の決算を委員会に報告し、その承認を受けなければならない。

(経費)

第 15 条 本会の会計は、負担金、寄付金、事業に伴う収入及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(解散)

第 17 条 実行委員会は第 2 条の目的が達成されたときに解散する。ただし、補助等を受けた場合において書類保存年限等の条件を付された場合は、この期間が経過した後に解散するものとする。

第 5 章 その他

(その他)

第 18 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この会則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。